

平成 31 年度農地中間管理事業の活動方針

公益社団法人岩手県農業公社
(岩手県農地中間管理機構)

1 基本的な考え方

(1) 平成 26 年度に創設された農地中間管理事業は、関係者の努力により、計画を上回る面積を達成するなど順調に推移してきたものの、平成 28 年度以降は年々目標を下回っていくなど厳しい状況が続いています。

これは、農地面積の中山間地域に占める割合が 78.4% (山間地域は 16.4%) と高く、また、ほ場整備率も約 52% と進まない中で、条件不利地での受け手の確保が最大の課題であると認識しています。

加えて、本県では、公共牧場が多く、担い手としてカウントできない市町村や牧野農協等が管理している農地が約 1 万 ha (6%) に上るなど現状では 8 割の農地集積は極めて困難な状況にあります。

【農地中間管理機構の借入・貸付状況】

(単位：ha)

	H26		H27		H28		H29		H30		合計	
	借入	貸付	借入	貸付	借入	貸付	借入	貸付	借入	貸付	借入	貸付
目 標	2,000	2,000	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	16,400	16,400
実 績	3,842	2,359	5,054	5,222	2,513	3,165	1,986	2,137	1,225	2,053	14,620	14,936
達 成 率	192.1%	118.0%	140.4%	145.1%	69.8%	87.9%	55.2%	59.4%	34.0%	57.0%	89.1%	91.1%
新規集積		956		2,327		1,618		966		調査中		5,867
新規割合		40.5%		44.6%		51.1%		45.2%		調査中		39.3%

※新規割合＝新規集積÷貸付実績

(2) このような中で、国では、いわゆる 5 年後見直しとして、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正案を国会に提出しており、

- ① 地域における農業者等による協議の場の実質化
 - ② 農地中間管理機構の仕組みの改善
 - ③ 農地の集積・集約化を支援する体制の一体化
- などを進めるとしています。

(3) また、県では、平成 31 年度から 10 年間のいわて県民計画を策定し、「地域農業マスタープラン」を活用した農地中間管理事業の推進等により農地の集積・集約化を促進するとし、

- ① 中心経営体に位置付けられた担い手の規模拡大
- ② 担い手に位置付けられていない中心経営体の担い手への位置付け
- ③ 農作業受託を農地中間管理事業による貸借等への誘導

により、平成 31 年度の地域の中心経営体等への新規集積面積を 2,300ha とする新たな計画を示しました。

【参 考】

岩手県の農地集積目標面積 (いわて県民計画から)

(単位：ha)

年 度	2017 (H29)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
集積面積	89,750	100,700	103,000	105,300	107,600

※2017 は現状値

2 平成 31 年度目標面積

これらの状況を踏まえ、農地中間管理機構による農地の貸借は、次の施策と連動しながら強力に進めることとし、平成 31 年度の目標面積は 2,600ha とします。

- ① 担い手の規模拡大
- ② 基幹 3 作業受託から利用権設定への切替え
- ③ 農地利用集積円滑化事業からの切替え
- ④ 農地の集約化の促進

(単位:ha、千円、%)

区 分	31 年度計画		30 年度計画		前年度対比	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
借 入	2,600	31,250	3,600	45,000	72.2	69.4
貸 付	2,600	31,250	3,600	45,000	72.2	69.4

3 機構の組織・人員体制の強化

(1) 組織体制

農地中間管理事業を担当している農地対策部を農地中間管理部に改め、業務を農地中間管理事業に特化します。

また、年々増加する農地管理事務や法改正に伴う貸借事務の見直し、農地利用集積円滑化事業との一体化などに適切に対応していくため、農地管理課と農地集積課の 2 課体制とし、責任と権限を明確化します。

(2) 職員体制

昨年度に引き続き、県からの派遣職員 1 名受け入れるとともに、農地コーディネーターについては、地域農業マスタープランの話合いや農業委員会の農地利用最適化活動に的確に対応するため 1 名増員し、17 名体制に強化するとともに、1 人当たりの活動日数を増やすほか（年間 120 日から 144 日）、勤務条件も改善します。

4 県との連携

人・農地プランの見直しや担い手の確保・育成・規模拡大、集落営農の法人化等については、県のリーダーシップや技術的指導が発揮される必要があります。

県では、地域農業マスタープランの話合いの実質化と農地集積を一体的に進めるため、これまでの事業推進体制を再構築し、各組織の担当者を明確に位置づけることとしています。

また、新たに広域振興局農政部及び農林振興センター単位で推進会議を開催するなど関係機関・団体との会議のあり方を見直すとともに、コーディネーター手法等の実務的な研修会の開催などを通じ、地域主導による話合いの活性化を促進するとしています。

機構では、新たな事業推進体制の一員として、これらの会議や市町村が開催する会合に積極的に参加し、情報の提供・収集や具体的な取組方策に対する意見・提案などを行っていきます。

5 具体的な活動内容

(1) 地域農業マスタープランの作成支援

ア 農地コーディネーター等が地域の話合いに積極的に参画し、必要な情報を提供する等プランの作成を支援するとともに、市町村が定める集落における農地利用を担い人に関する方針を踏まえ、規模拡大を志向する中心経営体や法人化を目指す集落営農組織等に対し、農地中間管理

事業の活用を誘導します。

イ 活動に当たっては、県が新たに作成する関係者向けの「プランの実質化等に係るマニュアル」を基に、各市町村が設置する地域推進チームを中心に県と一体となって話合いの促進に努めます。

(2) 担い手の規模拡大支援等

ア 県では、中心経営体に位置付けられた認定農業者に対し、いわて農業経営相談センター等と連携し、規模拡大や集落営農組織の法人化を進めるとしており、これらに対し、農地中間管理事業による貸借を着実に進めます。

また、農地中間管理事業を利用した新規就農者に対しては、担い手育成特定資産からの支援を行います。

イ 活動に当たっては、関係機関と情報を共有しながら、農地中間管理事業による集積・集約化が進むよう調整を図ります。

(3) 農地利用集積円滑化事業から機構事業への着実な承継

ア 農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合一体化（公布の日から1年3カ月以内に施行、移行期間は3年）される見込みであることから、円滑化事業実施団体である市町村やJA等の協力を得ながら、承継が円滑かつ着実に進むよう取り組みます。

イ 活動に当たっては、国の動向を踏まえつつ、農地中間管理事業の賃料収受や税制上のメリット等を農業者に分かりやすく伝え、期間や賃料の見直しなど農業者の意向をも尊重しながら、簡易な手続きの承継や個別の設定など、円滑な移行に努めます。

【参考】

農地利用集積円滑化事業の実績(年度末の貸付面積) (単位: ha)

年 度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
貸付面積	2,939	3,361	2,828

(4) 農業委員会との連携強化

ア 農業委員と農地利用最適化推進委員による地域推進班が組織化され、農地利用最適化活動が本格化することから、農地コーディネーターを中心に農業委員等と農地情報の共有や協働活動を強化し、出し手、受け手の農地利用調整を進め、農地中間管理事業に結び付けていきます。

イ 活動に当たっては、農業会議（農業委員会ネットワーク機構）との連携を密にし、研修会への講師の派遣や会議等への参加などそれぞれの知見が最大限に発揮できるよう努めます。

(5) 基盤整備事業との連携強化

ア ほ場整備の事業実施地区は、換地作業等の地域の話合いを契機に集積・集約化が一気に進むことが期待されることから、事業を計画中又は実施中の3土地改良区をモデルに、関係農家に対する農地中間管理事業の推進業務を委託します。

イ 機構関連農地整備事業については、2020年度以降の事業実施を希望している3地区で、農地中間管理事業による貸借を着実に進めていきます。

なお、農家負担の軽減策が検討されている農地耕作条件改善事業については、今後事業量の増が見込まれることから、土地改良区と情報を共有していきます。

ウ 活動に当たっては、各土地改良区の協力が欠かせないことから、土地改良事業団体連合会を含め、農地中間管理事業のメリット等の理解醸成と併せ、基盤整備事業と一体となった農地中間管理事業による農地集積に努めます。

(6) 登録農地の拡大

農業委員会が作成する農家の意向把握カードをもとに、貸付けを希望している農地で借受けが見込めない農地について、登録農地として整理し、市町村や農業委員会、中心経営体等へ広く情報提供することにより、農地中間管理事業に結び付けていきます。

(7) 事業の普及・啓発活動

国の法改正により手続きが簡素化されたことや県の新しい施策などを踏まえ、改めて事業の普及啓発を図ります。

特に、受け手の借受希望面積に対し出し手からの貸付希望面積が少ない現状にあることから、今後リタイヤや規模縮小を考えている農家等を対象に、担い手への農地集積の必要性や農地中間管理事業のメリットなどについて、各種広報媒体に加え、農業委員や農地利用最適化推進委員の協力を得ながら戸別訪問など啓発活動を強化します。

6 農地中間管理機構の特例事業（売買事業）

所有権の取得により規模拡大を希望する認定農業者等のために、市町村や農業委員会と連携のもと事業を推進します。

(単位: ha、千円、%)

区 分	31 年度計画		30 年度計画		前年度対比	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
買 入	90.0	150,000	90.0	150,000	100.0	100.0
売 渡	58.0	90,700	77.0	126,000	75.3	72.0

7 その他

法改正の詳細な内容を踏まえ、法律の施行日前に事業規程の見直しを行い、関係機関等に周知します。併せて、市町村等への委託の内容等について、より効果的なものとなうよう要領等の見直しを行います。